

論 説

最近の生命保険商品の動向と課税上の取扱いに関する一考察

- 変額保険、ユニバーサル保険などを中心に -

東京国税不服審判所副審判官

矢 田 公 一

SUMMARY

生命保険契約は、被保険者である人の生死を保険事故として一定の金額が支払われるものであり、伝統的な生命保険契約として、定期保険、養老保険、終身保険などが挙げられる。これらの生命保険契約に対しては、保険料拠出時の生命保険料控除の適用、満期保険金受領時の一時所得としての課税、死亡保険金受領時の相続税の非課税枠などといった税法上の優遇措置が講じられている。

ところで、生命保険商品には、最近、変額保険やアカウント型保険といった投資や貯蓄の機能が明確にされた新たな商品が発売されており、これらの投資や貯蓄の機能は、投資信託や市場利率感応型定期預金に類似した性質を有するものともいわれている。

本稿は、これらの新たな生命保険商品についての概要を紹介し、伝統的な保険商品との差異を明らかにした上で、米国における適格生命保険要件などを踏まえながら、課税上の取扱いを考察するものである。（平成 24 年 10 月 26 日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

1	はじめに	118
2	変動型生保商品、積立利率変動型生保商品の概要	119
	(1) 変動型生保商品	119
	(2) 積立利率変動型生保商品	120
	(3) 生保商品のまとめ(生保商品の機能の再確認)	121
3	現行の課税制度からみた課税上の問題点の検討	122
	(1) 生命保険契約の意義(保険か、投資・貯蓄か)	122
	(2) 現行の課税制度の概要	124
	(3) 米国の課税制度の概要	126
	(4) 現行の課税制度からみた課税上の問題点と検討の方向性	128
4	投資・貯蓄的性格に着目した生保商品への課税問題の検討	130
	(1) 投資・貯蓄型生保商品への課税問題	130
	(2) 生保商品への課税問題の今後の課題と議論の方向性	132

1 はじめに

一般に、生命保険は、万一の事故が生じた際にその損害額を填補する保険契約である損害保険とは異なり、人の生死を保険事故として一定金額が支払われる保険契約であると理解される。保険法においても、生命保険契約とは、「保険者が人の生存又は死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するもの」と定義され(同法 2 八) 従来の伝統的な生命保険商品(以下「生保商品」という。)は、定期保険、養老保険、定期付養老保険など、いずれも保険契約の締結時に約定した一定の保険金額が、保険事故の発生時に支払われるものである。

しかし、近年、保険料が有価証券などによって運用されその実績によって保険金額が変動する生保商品や、積立部分と保障部分とを分離し、積立部分に係る予定利率が一定期間のサイクルで変動する生保商品が発売されている。具体的には、前者に属するものとして、昭和 61 年に変額保険が、平成 13 年には変額

ユニバーサル保険が発売され、また、後者に属するものとして、平成 12 年に日本型ユニバーサル保険ともいうべきアカウント型保険が発売されている。

従来の伝統的な生保商品は、契約時に採用(確定)した予定利率により責任準備金が運用され、定額の保険金が給付されることとなっているから、責任準備金の運用リスクは保険会社にあるといえる(以下、従来型の生保商品を「定額型生保商品」と呼ぶこととする。)。他方、変額保険や変額ユニバーサル保険は運用実績によって保険金額や解約返戻金額が変動することとなるため、運用リスクは保険契約者にあるといえ(以下、変額保険、変額ユニバーサル保険を「変動型生保商品」と呼ぶこととする。)。また、アカウント型保険は予定利率により運用されることから運用リスクは保険会社にあるといえるが、保障部分と貯蓄部分とが分離された上、その利率は一定期間毎に見直されるため保険契約者にとっては貯蓄部分に係る保険金額が契約時に

定まっていなるといえる（以下、アカウント型保険を「積立利率変動型生保商品」と呼ぶこととする。）。

このように、変動型生保商品や積立利率変動型生保商品は、従来からの定額型生保商品とは異なる面を有しているところ、課税上の取扱いは定額型生保商品と特に異なる取扱いがなされているものではない。

例えば、個人が変額保険に加入した場合には、変額保険が証券投資信託にも似た仕組みを持つもの⁽¹⁾であるにもかかわらず、保険料については生命保険料控除の対象とされ、保険金は税負担が軽減される一時所得に区分される。また、法人や個人事業者が福利厚生などのために保険料を負担した場合の取扱いは、課税実務においては国税当局が定めた法人税基本通達や所得税基本通達の定めによっているが、そこに定められている保険種類は、定期保険、養老保険及び定期付養老保険といった伝統的な定額型生保商品にとどまっております。従来と異なる特性を持つ保険種類については何も示していない。

もとより、生保商品は、保険期間が長期に及ぶため、保険期間中の保険料を一定とする平準保険料の下、責任準備金（保険料積立金）が積み立てられることから、その性質は保障と貯蓄の二面性を有するものであるといえるが、事故率（死亡率）を前提とした保障という機能を有し、かつ、その保険金額が一定額であることから、他の金融商品とは異なる取扱いがなされてきたと考える。この点、変動型生保商品や積立利率変動型生保商品など、投資や貯蓄の機能が明確にされた商品について、その商品としての性格、課税上の位置付けなどがこれまで十分議論されてきたとはいえない⁽²⁾。

米国においては、変額保険、変額ユニバーサル保険、ユニバーサル保険という投資や貯蓄の機能を明確にした生保商品が新契約の販売シェア（金額ベース）で半数を占めてお

り⁽³⁾、我が国においても、バブル景気を背景にした相続税対策という一面があるにしても過去の一時期には変額保険の急激な販売増加がみられたことや積立利率変動型生保商品が発売された直後の平成 13 年度における新契約の販売シェアが 20.3%に達する⁽⁴⁾などの状況を踏まえれば、投資・貯蓄機能が明確となった生保商品への課税上の研究は怠ることはできず、また、将来的な課題として検討しておくべきことは極めて重要と考える⁽⁵⁾。

そこで、本稿では、これらの商品の内容を整理した上で、今後展開すべき議論の方向性を探ることとしたい。

2 変動型生保商品、積立利率変動型生保商品の概要

(1) 変動型生保商品

イ 変額保険（Variable Life Insurance）

変額保険とは、保険契約者が支払った保険料を専ら特別勘定において有価証券などへの投資によって運用し、その運用実績によって保険金額及び解約返戻金額が変動する保険契約であり、現在、我が国で発売されている変額保険には、終身型と有期型がある（なお、変額保険と同様の仕組みを個人年金保険に導入したものが、変額個人年金保険として販売されている。）。

我が国における変額保険は、昭和 61 年に発売され、その後のバブル景気を背景に、相続税対策として保険契約者が銀行融資を受けて保険料を支払う融資一体型ともいべき変額保険が広く販売された（もっとも、バブル崩壊に伴う運用実績の低迷により解約返戻金が支払保険料を大きく下回り銀行融資を完済することができなくなったことから、多くの訴訟が提起されたことは記憶に新しい。）。

変額保険の保険金額は、契約締結時に基本保険金額が設定されるが、運用実績によって保険事故が生じた際に支払われる保

険金額は変動する。死亡保険金は、基本保険金額が最低保証金額とされるが、満期保険金（有期型の場合）及び保険期間の途中で解約したときの解約返戻金については最低保証がされないため、基本保険金額や払込保険料の額を下回る場合があり得る。

保険契約者から払い込まれた保険料は、保険会社の事務運営経費に充てられる付加保険料及び定額型生保商品の保険料と同一に一般勘定に繰り入れられて最低保証金額となる基本保険金額に充てられる保険料を除き、特別勘定において運用される。そして、特別勘定での運用は、保険契約者自らがリスクの異なる複数のファンドを選択して保険会社に運用させることができ⁽⁶⁾、ファンド間の移動も保険契約者の選択により行うことができる。また、運用実績は、毎年所定の時期に保険契約者に報告がなされるほか、随時の問い合わせに対しても運用状況が開示される。

なお、変額保険においては、保険契約者が支払う保険料の内訳は明示されず、また、保険事故が発生した場合には特別勘定の運用資産をも含めて保険金として支払われることから、保障部分と投資・貯蓄部分との明確な分離はなされていないといえる（これらの点で後述する変額ユニバーサル保険と異なる。）

□ 変額ユニバーサル保険（Variable Universal Life Insurance）

変額保険の発展型として、変額ユニバーサル保険がある。米国では1984年に発売され、我が国では長く類似の商品は発売されていなかったが、平成13年（2001年）、スカンディア生命（現、東京海上日動フィナンシャル生命）が発売した⁽⁷⁾。

変額ユニバーサル保険は、変額保険と同様に、保険金額は運用実績により変動する保険契約であり（ただし、死亡保険金は基本保険金が最低保証される。）満期保険金

や解約返戻金は基本保険金や払込保険料を下回る場合があり得る。

保険契約者から払い込まれた保険料は、その全額がいったん特別勘定に属する積立金へ入れられ、そこから、付加保険料と基本保険金に係る危険保険料が控除され、積立金は保険契約者が選択したファンドにより運用される（この点、変額保険と異なり、保障部分と投資・貯蓄部分との分離がみられるのである。）

変額ユニバーサル保険の特徴は、高い投資性と保険設計の自在性にあるといえる。すなわち、保険料は全額がいったん特別勘定に属する積立金に入れられることと、保険契約に係る諸費用（付加保険料）の内容、金額が開示され、投資商品としての特性を有する。また、死亡保険金額はいつでも自由に設定・変更できるほか、保険料の支払も自由に変更でき、任意に一時払いを行うことや支払を停止することもできるなど、保険設計の自在性が高められている。

(2) 積立利率変動型生保商品

積立利率変動型生保商品は、我が国では平成12年に明治生命（現、明治安田生命）が発売した『3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険（ライフアカウントL.A.）』が最初であり、アカウント型保険といわれる。アカウント型保険は、米国で主力商品となっているユニバーサル保険をモデルにしたものであるといわれている⁽⁸⁾。

アカウント型保険は、発売している各社によりその内容に差異が存するものの、一般には、生保商品における保障部分と貯蓄部分とを分離し、保険料はいったんアカウントと呼ばれる貯蓄部分に入り、そこから必要な保障のための特約保険料にその一部が充当され、残額が積み立てられ、予定利率で運用される保険商品である。

予定利率は、一定の期間毎に市中金利などを基準にして見直され、積立金は確定利回り

により運用される⁽⁹⁾（この点、変額型生保商品とは異なるが、契約時の予定利率が保険期間終了まで適用される定額型生保商品とも異なる。）

したがって、積立利率変動型生保商品とは、死亡保険（定期保険）付の市中利率感応型定期預金と言い換えることができよう。そうすると、この保障部分と貯蓄部分との分離ゆえに、貯蓄部分から払い出されるものが果たして保険金額といえるかという疑問も生ずるのである（この点については後述する。）

積立利率変動型生保商品の特徴として、販売各社とも、保険設計の自在性と保険料払込みの自在性を挙げている。保険設計の自在性とは、保険契約者は、保険期間中に契約内容の見直しが自由に行えることとされ、被保険者の年齢に応じた保障内容を自由に設計していくことができる。ただし、米国におけるユニバーサル保険と異なり、我が国のアカウント型保険は、保障部分が特約とされている場合が多く、見直しに当たっては当該特約の解約を要する場合もあるなど、自在性は劣る。

保険料払込みの自在性とは、保険契約者は保険料のうち貯蓄部分にいくらを充てるかを任意に決められるばかりでなく、上記の保険設計の自在性ゆえに支払可能な保険料の範囲内で保険内容を変更していくことが可能である。さらに、自在性の最大の特徴は、貯蓄部分のアカウント（積立金）の存在と保険内容の変更の自在性が相まって、保険期間中に保険料の払込みを停止することが可能となっている。

なお、積立利率変動型生保商品は、前述のとおり、販売各社ごとに様々な名称で、また、内容も詳細部分については差異を持ちつつ販売されており、上記の特徴も、各社で差異がある。

米国のユニバーサル保険は、上記の保険設計の自在性や保険料払込みの自在性に加え、支払保険料の内容が死亡保障部分、付加保険

料部分及び貯蓄部分に明確に分離され、その内訳が開示されているところに特徴がある⁽¹⁰⁾。この点、我が国では、上記(1)の口の変額ユニバーサル保険を除き、そのような生保商品は存在しない。

(3) 生保商品のまとめ（生保商品の機能の再確認）

変動型生保商品と積立利率変動型生保商品の概要は上記のとおりであるが、従来の定額型生保商品をも含めた、各商品の機能を比較すれば、次頁の表のとおりとなる⁽¹¹⁾。

これまで述べてきたように、定額型生保商品は、保険契約締結時の予定利率が保険期間中適用され、保険金額も契約締結時に定めた一定額が保険事故発生時に支払われる。また、保険料から積み立てられた責任準備金（保険料積立金）は、保障と貯蓄との機能の分離はなく、いずれも保険金の支払財源となっている。したがって、保険契約締結時に予定利率及び保険金額が定まっていることから、投資リスクは保険会社が負っているのである。

これに対し、変動型生保商品である変額保険及び変額ユニバーサル保険は、保険金額が運用実績により変動する。また、運用するファンドも保険契約者自身が選択することとされ、投資リスクは保険契約者が負っている。

他方、積立利率変動型生保商品は、責任準備金（保険料積立金）の予定利率が定められるため、投資リスクは保険会社が負うが、一定のサイクルで予定利率が変動することから、保険金額は契約締結時において一定額が定まっているものではない。

また、保障部分と投資・貯蓄部分との分離についてみると、積立利率変動型生保商品であるアカウント型保険や変動型生保商品でありながら死亡保険料を積立金から別に控除する変額ユニバーサル保険は、保障部分とは別に積立部分が運用され、その積立部分があるゆえに保険料払込みの自在性を有しており、この点も、従来の定額型生保商品と大きく異

なる特徴である。

区 分	定期保険	養老保険	変額保険	アカウント型保険	変額 ユニバーサル保険
保険金額	定 額	定 額	変 額 (死亡保険金の最低保証有り)	定額+キャッシュ・ バリュー	変 額 (死亡保険金の最低保証有り)
保険料	定 額	定 額	定 額	払込自在型	払込自在型
保障と投資・貯蓄との分離	-	無	無	有	有
積立部分 (キャッシュ・バリュー)	無	有	有	有	有
積立部分の予定利率	-	有	無	有	無
予定利率の変動の有無	無	無	(運用実績は毎日又は毎月変動)	有	(運用実績は毎日変動)
保険契約者の投資リスク	無	無	有	無	有
保険契約者のファンド選択	無	無	有	無	有
保険料の内訳の開示	無	無	無	無	有

3 現行の課税制度からみた課税上の問題点の検討

(1) 生命保険契約の意義（保険か、投資・貯蓄か）

イ 保険契約とは、「当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付（生命保険契約及び傷害疾病定額保険にあっては、金銭の支払に限る。）を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約する契約をいう。」（保険法2一）とされている。そして、そのうち生命保険契約は、「保険者が人の生存又は死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するものをいう。」（同法2八）こととされている。

そうすると、上記の「一定の保険給付」をどのように理解するかが問題となる。

この点、保険法制定前の根拠法である旧商法は、「生命保険契約ハ一方カ相手方又ハ第三者ノ生死ニ関シ一定ノ金額ヲ支払フコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効カヲ生ズ」（旧商法673）と定義していたところ、一般に、「保険事故が人の生死であること、および保険者の支払うべき金額が、人の生死による具体的な損害の有無またはその額いかんとは関係なく、契約に定められた一定の金額であり、その意味でいわゆる定額保険であることが生命保険契約の特質である⁽¹²⁾」と解されてきた。

そうであるならば、変動型生保商品に

あつては、契約時においては死亡保険金の最低保証額が定まっているのみで保険事故が生じた時の現実の保険金額は文字通り変額するものであり、上記の生命保険の意義に照らし疑義が生じ、また、積立利率変動型生保商品にあつては、保険事故が生じた場合に支払われるアカウント部分の金額は契約時に定まっているものではない上、そもそも保障部分と貯蓄部分とが分離していると考えればアカウント部分の金額は契約の終了により払い戻される金員（預金の払戻しと同視できる。）にすぎないとの見方も当然成り立ち得る。

したがって、変額型生保商品や積立利率変動型生保商品は、生命保険契約に含まれるものなのか、あるいは、保険と投資・貯蓄の区分はいずれにあるのかとの問題を惹起するのである。

□ かつて米国においては、変額年金（保険）の発売を巡って、これが保険であるのか投資であるのかが議論された。これは、変額年金が投資実績によって年金額が変動することから、これを投資とみて投資事業に対する連邦法の証券取引関係法規の規制が及ぶか否かの争いであった。連邦最高裁は、SEC v. Variable Annuity Life Insurance Co.（VALIC 事件）判決⁽¹³⁾及び SEC v. United Benefit Life Insurance co.（United 事件）判決⁽¹⁴⁾を通じて、それぞれの事件の対象となった変額年金につき、証券取引関係法規の監督に服する旨の判断を下した。

これらの判決は、連邦の証券取引関係法規の適用上、変額年金は「有価証券」に、その発行者は「投資会社」に該当するとしたものであるが、その理由の一つとして、VALIC 事件判決では、「……保険の概念は、会社の側がある程度の投資危険を負担することを要求する。本件で負担される死亡率の危険は、これらの変額保険に保険の側面を与えるものである。しかし、それは、

表面上のもので実質的ではない。真実のところ、確定された支払の要素を有しない変額年金の発行者は、保険の意味における真の危険を負担するものではない。」とし、また、United 事件判決では、「蓄積期間（年金支払が開始されるまでの期間）中は、保険者の機能が完全に逆転している。年金所有者に利息付の一定額の資金の蓄積を約束するのと異なり、保険者は、投資機関として活動し、年金所有者がその投資の結果にあずかることを保証する。保険者は、満期における最低額を保証する以上の義務を負わず、この金額は伝統的な据え置き年金契約における同額の年金保険料によって保証される金額に比してはるかに少ない。」として保険会社が投資リスクをある程度負担していても、年金所有者が当該投資リスクを実質的に負担すると指摘している⁽¹⁵⁾。

以上のような米国における変額年金をめぐる議論は、彼我の制度や法規制が異なること及び変額年金が州の保険当局のみの監督で足りるか連邦の証券取引関係法規による監督に服する必要があるのかを争ったものであることから、直接これをもって議論を展開できるものではないが、保険の意義や投資との区分について、危険負担の程度などに言及して判断している点は示唆的である。

八 我が国においては、上述の米国のような規制の観点からの議論はほとんどされていない。これは、保険業を営む者は保険業法の規制を受けることとされ（この場合の保険業とは、生命保険であれば「人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険」とされる。）他方、金融商品取引法においては、保険契約に基づく権利は有価証券に該当せず（同法 2 五八）同法の適用対象から除外されており、業法（規制法）間で線引きが整理されているからであると思われる。むしろ、

我が国では、保険か投資・貯蓄かという観点ではなく、保険法(同法制定前は旧商法)の規定に照らして、生命保険としての意義を有するものかどうかの議論(整理)がなされてきた。

学説上の有力説は、保険法第2条第8号の生命保険契約における「一定の給付」(旧商法第673条にいう「一定の金額」とは、当事者の一方的恣意に依存せず、約定された金額ということ以外に意味を持たず⁽¹⁶⁾、契約上客観的な保険金額算定基準が定まっておれば足りると解され⁽¹⁷⁾、変額保険も給付履行時に給付金額が確定し得る基準が確立していれば保険と認められるとする⁽¹⁸⁾。

確かに、生命保険の本来的構造を保険期間中の各年の死亡保険金に充てる危険保険料に基づくものであるとし⁽¹⁹⁾、また、生命保険の基礎率である予定死亡率、予定利率、予定事業費率との関連からみて、保険事業足りうる最低限の要件は、予定死亡率に見合う給付を保証することである⁽²⁰⁾とするならば、変額保険、また、アカウント型保険も生命保険契約への該当性を失うものではないとの理解も可能であろう。

二 しかしながら、保険法の生命保険契約への該当性について上記のように整理されたとしても、租税法の分野においては、なお、議論を重ねる必要があると考える。なぜならば、生命保険に係る現行税制は後述のとおり優遇措置が講じられており、根拠法において保険とされたものであっても、その保険商品としての特性が従来のものと異なるのであれば、それが直ちに租税法においても従来の生保商品と同様の取扱いとなるかは、別途検討する必要があるからである。

また、これに加えて、そもそも、生保商品は、保険期間が長期に及ぶため、保険期間中の保険料を一定とする平準保険料の下、責任準備金(保険料積立金)が積み立

てられることから、その性質は保障と貯蓄の二面性を有するものであり⁽²¹⁾、従来の生保商品以上に投資や貯蓄の機能が明確にされたものであるならば、他の金融商品とのバランスをも考慮して検討していくべき事柄であろうと考える。

(2) 現行の課税制度の概要

イ 保険料拠出時

(イ) 所得税

居住者が、一定の要件を満たす生命保険契約に係る保険料又は個人年金保険契約に係る保険料を支払った場合には、それらの保険料の額に応じて一定額(それぞれ5万円を上限として)をその年分の所得金額から控除する生命保険料控除が認められる(所法76)。なお、その年において当該契約に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の分配を受けている場合又は当該剰余金若しくは割戻金を生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額を控除して計算する。

また、個人事業主に雇用された使用者や法人の役員、使用人が、生命保険契約の被保険者となり、その使用者が当該生命保険契約の契約者として保険料を負担している場合の所得税の課税関係については、次の法人税の場合と同様の取扱いが定められている(所基通36-31~36-31の6)。

(ロ) 法人税

法人が自己を契約者とし、役員又は使用人を被保険者とする生命保険契約に加入した場合の課税関係については、法人税基本通達(以下「法基通」という。)において、基本的な保険種類ごとにその取扱いが定められている。

養老保険に係る保険料

養老保険とは、被保険者が死亡した場合には死亡保険金が、保険期間満時に被保険者が生存している場合には

満期保険金が支払われる生命保険（生死混合保険）をいう。養老保険に係る保険料については、法基通 9-3-4《養老保険に係る保険料》により、保険金受取人の区分に応じて、次のとおりとされている。

） 死亡保険金及び生存保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により当該保険契約が終了する時までには資産に計上するものとする。

） 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

） 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で生存保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額のうち、2分の1に相当する金額は) により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

定期保険に係る保険料

定期保険とは、保険期間内に被保険者が死亡した場合にのみ保険金が支払われる生命保険（死亡保険）をいう。定期保険に係る保険料については、法基通9-3-5《定期保険に係る保険料》により、次のようにその取扱いが定められている。

） 死亡保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。

） 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族である場合 その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

定期付養老保険に係る保険料

定期付養老保険とは、養老保険に定期保険を付したものをいう。定期付養老保険に係る保険料については、法基通9-3-6《定期付養老保険に係る保険料》により、次のようにその取扱いが定められている。

） 保険料の額が生命保険証券等において養老保険に係る保険料の額と定期保険に係る保険料の額とに区分されている場合 それぞれの保険料の額について、養老保険又は定期保険の取扱いの例による。

）) 以外の場合 その保険料の額について、養老保険の例による。

□ 保険金受領時

(イ) 所得税

保険金を受け取った場合の所得税の課税関係は、保険金受取人となった個人が、その保険契約の保険料を負担していたかにより異なる。

保険金受取人が保険料を負担していた場合 一時所得として所得税が課税される。この場合には、受け取った保険金の額から支払った保険料の額を控除した残額から特別控除額 50 万円(当該残額が 50 万円に満たない場合には、当該残額) を控除した金額となり、更に、特別控除額を控除した後の金額の 2 分の 1 に相当する金額が総所得金額を構成し、所得税が課税される（所法

22、34)。

ただし、保険期間が5年以下の一時払養老保険にあっては、金融類似商品として利子所得と同一に扱われ、15%（地方税を合わせて20%）の税率により源泉分離課税の対象とされている（措置法41の10、所法174八）。

保険金受取人が保険料を負担していない場合 後述のとおり、相続税又は贈与税が課されるため、所得税は課税されない（所法9十六）。

(II) 相続税、贈与税

受取保険金に対する課税

被相続人の死亡により相続人その他の者が生命保険契約の保険金を取得した場合には、その保険金受取人について、当該保険金のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分は、相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税の課税関係が生ずる（相法3一）。

また、保険事故が発生した場合において、当該契約に係る保険料の全部又は一部が保険金受取人以外の者によって負担されたものであるときは、当該保険事故が発生した時において、保険金受取人が、その取得した保険金のうち当該保険金受取人以外が負担した保険料の額の当該契約に係る保険料で当該保険事故が発生した時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を、当該保険料を負担した者から贈与により取得したものとみなして贈与税の課税関係が生ずる（相法5）。

なお、受取保険金が相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合においては、相続税の非課税財産として

の特例が設けられている（相法12五）。すなわち、500万円に相続人の数を乗じて算出した金額が非課税限度額とされ、すべての相続人の取得した保険金の合計額が非課税限度額を超える場合には、当該非課税限度額に当該合計額のうち個々の相続人の取得した保険金の合計額の占める割合を乗じて計算した金額が非課税財産となる。

生命保険契約に関する権利に対する課税

相続開始の時において、まだ保険事故が発生していない生命保険契約については、被相続人が保険契約者であった場合（被相続人が被保険者であったときを除く。）は、当該生命保険契約に関する権利は相続人に相続されるから、相続税の課税関係が生じ、また、被相続人以外の者が保険契約者である場合は、被相続人が保険料の全部又は一部を負担しているときにおいて、当該生命保険契約の契約者について、当該契約に関する権利のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で当該相続の開始の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分は、当該契約者が相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税の課税関係が生ずる（相法3三）。

そして、生命保険契約に関する権利の価額は、相続開始の時において当該契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額によって評価することとされている（財産評価基本通達214）。

(3) 米国の課税制度の概要

米国においては、かつては生命保険金（死亡保険金）の給付は非課税とされてきたが、ユニバーサル保険などの他の金融商品と競争

関係に立つものが出現し、死亡保険金非課税及び満期保険金の運用利益の給付時までの課税繰延べについて、1982年、1984年に相次いで税制改正が行われ、現在に至っている⁽²²⁾。現在の米国の生保商品に関する税制は次のとおりである⁽²³⁾。

イ 保険料拠出時

拠出時においては優遇措置はない。

米国では、一般に、払込手数料の性格は個人的生計費と考えられ、また、保険金給付時に税制上優遇されていることから、拠出時において優遇措置は設けられていない。

ロ 適格生命保険要件

保険金給付時の税制上の取扱いについては、次の適格要件を満たす保険契約かどうかにより、その取扱いが異なる。これは、上述のように、早期死亡に対する保障又は長期の退職資金の蓄積といった本来の生保商品の目的を逸脱した短期の投資として機能する商品が登場したため、このような保険商品に対しては、税制上の優遇を与えないとしたものであるとされる⁽²⁴⁾。

具体的には、次のいずれかの要件を満たすものが適格生命保険とされる（IRC§7702）。

キャッシュ・バリュー積立要件を満たすこと

その契約の解約返戻金が、いつでも被保険者の死亡により支払われるその時点での死亡保険金に対する正味一時払保険料を超えないこと

ガイドライン保険料要件を満たし、かつ、キャッシュ・バリュー・コリドールの範囲内にあること

） ガイドライン保険料要件：払い込まれた保険料総額が、いつでもその時点のガイドライン保険料限度額を超えないこと

） キャッシュ・バリュー・コリドールの範囲内：その契約の死亡保険金が、

いつでも、その時の解約返戻金に適用率を乗じた額以上になること

ハ 適格契約に対する課税

死亡保険金については、所得税は課税されず、遺産税が課税される。ただし、保険契約者と保険金受取人が同一の場合は遺産税も課税されない。

満期保険金については、払込保険料総額を上回る保険金部分について所得税が課税される。ただし、保険契約者と保険金受取人が同一でない場合には、保険契約者に贈与税が課される。

ニ 非適格契約に対する課税

死亡保険金については、定期保険部分（死亡保険金から解約返戻金相当額を控除した金額）のみ、所得税は課税されない。そして、それ以外の部分の保険金（その契約の利殖部分）については、その保険契約者の通常の所得として受け取ったものとして取り扱うこととされている。

また、契約期間の途中で適格要件を満たさないこととなった場合には、それまで課税が繰り延べられてきた利殖部分（インサイド・ビルド・アップ）の全額をその年度で受け取ったものとして課税され、その後の年度についても各年度の利殖部分について課税される。

ホ 米国の適格生命保険要件の意義

(イ) 適格要件のうち、キャッシュ・バリュー積立要件は、解約返戻金が適正水準にある契約に限り税制適格として取り扱うことを意味しており、解約返戻金は契約期間中のいかなる時点においてもその時点で支払われるべき死亡保険金の一時払純保険料を常に下回ることを要求されている。

また、ガイドライン保険料要件は、生命保険に適度な保険料の払込みを求め、行き過ぎた投資がなされる契約は税制非適格として取り扱うものであり、ガイド

ライン保険料限度額は、その契約の将来の保険金給付に関する契約発効時の一時払保険料相当額（ガイドライン一時払保険料）と被保険者が95歳までに達するまでを払込期間としたと仮定した場合の毎年の平準保険料（ガイドライン平準保険料）とのいずれかが高い金額とされている。

さらに、キャッシュ・バリュー・コリドールの範囲内とは、生命保険契約の適格性（本来の生命保険性）を死亡保険金と解約返戻金の割合により判定しようというものであると解され、その契約の死亡保険金が解約返戻金に被保険者の年齢が高くなるにつれ減少する一定の適用率（250%から100%までの比率で定められている。）を乗じた額以上であることを求められる^{(25) (26)}。

(D) 米国における税制上の適格生命保険要件を俯瞰すれば、ユニバーサル保険のような保険料の支払自在性と定期預金にも類似した貯蓄機能を有する保険商品の登場を契機として、他の金融商品との課税上の公平を期するために、生保商品について、定期保険（死亡保険）と貯蓄のための積立金を有する契約か否かを区分する機能を果たすものとみることができよう。

そして、適格要件をクリアした保険契約にあっては、積立金部分からのキャッシュ・バリューも含めて死亡保険金に対する所得税を非課税とする一方で、適格要件を満たさない保険契約にあっては、定期保険（死亡保険金）部分と積立金部分からのキャッシュ・バリューを区分して、前者のみを非課税にし、後者については毎年度の課税、すなわちインサイド・ビルド・アップに対する課税繰延べを認めないこととしたものである。

(4) 現行の課税制度からみた課税上の問題点

と検討の方向性

イ 我が国の生命保険契約に関する課税制度を俯瞰すると、生命保険契約に対して、税制上、様々な優遇措置が講じられていることがわかる。すなわち、所得税についてみれば、保険料の拠出段階では生命保険料控除が適用された上で、満期保険金を受領した時には一時所得として課税され、かつ、生命保険料控除の適用を受けた保険料も収入金額から差し引かれる。これにより、満期保険金の課税については、元本である保険料が拠出段階で所得から控除されるとともに、満期保険金に含まれる予定利率による利息部分への課税が受領時まで繰り延べられ、さらに、一時所得として課税することによる税負担の軽減が図られている。

また、相続税、贈与税についても、死亡保険金について、満期保険金と同様に、利息部分の課税が繰り延べられるほか、さらに、相続税の課税に当たっては、非課税限度額が設けられているため、当該限度額の範囲内であれば全く課税されないという結果となる。

なお、法人税については、法人が保険金を受け取った場合には、一般の収益の額と同様に、中途解約による解約返戻金も含め、益金の額に算入されることとなり、特段の優遇措置は講じられていない。しかし、保険料拠出段階では、保険種類に応じた取扱いがなされ、死亡保険金のみが支払われる定期保険の保険料は原則として損金の額に算入することとされている。ここでも、保険期間中に予定利率で運用された利息部分には課税関係は及んでいない。

ロ 生保商品が、結果として、金融商品などに比して課税上の優遇措置が講じられているのは、生命保険契約が人の生死を保険事故とし、保険事故が生じた場合にのみ保険金が支払われること及び生命保険は一の保険集団から保険会社が収入した保険料（純

保険料)はその全額が当該保険集団の保険金支出に充てられるという収支相等原則に基づいて、いわば相互扶助の性格を有するものであることによるものと考えられる⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾。

しかし、生保商品が、たとえ人の生死という保険事故の発生時の保障機能を有しているとしても、これまでみてきたような変動型生保商品や積立利率変動型生保商品のように、投資・貯蓄機能に重点をおいた商品については、従来の定額型生保商品と同様の取扱いとすることには疑問が生ずる。従来の定額型生保商品においても、保険期間中の保険料を一定とする平準保険料の下、責任準備金(保険料積立金)が積み立てられることから、その性質は保障と貯蓄の二面性を有する⁽²⁹⁾ものの、それはあくまで保障機能を中核としつつそれに貯蓄機能が随伴するという、貯蓄機能は本来的には随伴的なものであった⁽³⁰⁾。そして、その貯蓄性は、定額の保険金給付を前提にした収支相等原則の中にとどまるものであったといえる。

八 これまで述べてきたように、変動型生保商品にあっては、保険料は他の保険料と区別された特別勘定において運用され、その保険金額は運用実績により変動するという、いわば投資信託の仕組みが生命保険に応用されたもの⁽³¹⁾というべき特質があり、また、積立利率変動型生保商品にあっては、アカウントと呼ばれる貯蓄機能のための口座を持つ、いわば死亡保険(定期保険)付の市中利率感応型定期預金といえる特質を持つものといえる。そうすると、変動型生保商品及び積立利率変動型生保商品と従来の定額型生保商品に共通する部分は、変動型生保商品では、最低保証される死亡保険金に充てられるために定額型生保商品の保険料と同様に一般勘定で運用される保険料の部分と、積立利率変動型生保商品では、

保険料のうち保障のためにアカウントから支出される特約保険料の部分にすぎないこととなる。

そうであるとするならば、定額型生保商品を前提に制度設計されている現行の課税制度を、これら変動型生保商品や積立利率変動型生保商品へ、無条件に適用していくことに問題なしとしない。

二 また、このことは、生命保険契約の契約者の有する解約権からも問題点を指摘することができよう。生命保険契約の契約者は、契約の一方の当事者として、保険者(保険会社)に対して保険料の支払義務を負うのであるが、他方で、契約の変更権、解約権を有することから、仮に、保険契約者が解約権を行使した場合には、解約返戻金を保険者に請求し、その給付を受けることとなる。

そして、変動型生保商品や積立利率変動型生保商品の保険契約者が、締結しているこれらの保険商品に係る契約を解約した場合にも、解約返戻金を保険契約者が受領することとなるところ、その性格は、前者にあってはその商品の仕組みが投資信託と同様のものであり、また、後者にあってはアカウント部分は市場金利感応型の定期預金の性質を持つものといえるから、解約により投資信託あるいは定期預金の払戻しを受けたものと同視し得るものといえよう。換言すれば、変動型生保商品も積立利率変動型生保商品もともに人の生死を保険事故とする生保商品ではあるが、保険契約者の選択により、保険事故発生時の保険金としての給付を待たずに、投資信託に類する又は定期預金に類するものとしての払戻しを受けることができるというべきであろう。

しかるに、その場合の課税関係は、個人の所得税の場合には一時所得となり、投資信託や定期預金に対するものに比して軽課されており、公平性を損なうこととなって

いると指摘できる。

ホ 我が国において生保商品は、保障機能を有し、また、満期保険金がある商品であっても死亡という保険事故が生じた場合には満期保険金の支払を受けることができないという特殊性から、他の金融商品とは同列に論じられてきていない。金融商品に関する会計基準においても、保険契約はその対象外とされている⁽³²⁾。

しかしながら、税制においては、かつて高利回りの商品として販売されていた一時払養老保険について、昭和62年の税制改正において、その満期保険金又は中途解約時の解約返戻金の額から既払保険料を差し引いた差益について、源泉分離課税の対象とされた(措置法41の10)。これは、貯蓄商品的な性格が強いと認められることから、利子所得と同様の課税を行うこととされたものと説明されている⁽³³⁾。さらに、金融所得課税一体化の議論においても、満期保険金や解約返戻金の収益につきそれらに含まれる運用益について、他の金融商品との中立性を確保するために源泉分離課税の対象とすることを検討すべきとされている⁽³⁴⁾。

こうしたこれまでの課税制度の改正経緯や最近における議論を踏まえると、筆者が本稿で採り上げた変動型生保商品や積立利率変動型生保商品は、前者にあつては証券投資信託にも似た投資的性格が、後者にあつては積立部分が明確に分離された貯蓄的性格が際立っており、そうした生保商品を従来の定額型生保商品と同列に扱うことなく、投資あるいは貯蓄としての課税方法を検討していくべきと考える。

そこで、次章では、変動型生保商品及び積立利率変動型生保商品を「投資・貯蓄型生保商品」と定義し、検討を加えることとする。

4 投資・貯蓄的性格に着目した生保商品への課税問題の検討

(1) 投資・貯蓄型生保商品への課税問題

イ 投資・貯蓄型生保商品の課税上の問題点については、前章で触れたところであるが、それは結局のところ、投資・貯蓄型生保商品が金融商品に類似した性質を持つ商品でありながら、商品としては生命保険に分類されるものであるとされていることにある(ただし、筆者としては、その分類は、金融商品取引法と保険業法とのいずれの規制法に服するかによるもので、本質的な分類ではないと指摘しておきたい。)

そうであるならば、前章(3)で紹介した米国における課税制度(適格生命保険要件)にならい、生保商品の課税方法を個別的にテストしていく方法を導入することも考えられる。

ロ 米国の適格生命保険要件は、死亡保障を目的とする生命保険契約であるのか、投資・貯蓄のための積立金を有する生命保険契約であるのかを区分するものであり、生保商品を特別な商品とせず他の金融商品と同列に扱うか否かをテストするものであるといえ、その見地からは一つの合理的な方法であると評価することができ、本稿で検討している投資・貯蓄型生保商品の課税問題に対する答えの一つともなり得ると考えられる。

しかしながら、現在の我が国では給与所得者の多くは、給与の支払者により所得税を源泉徴収され、生命保険料控除も年末調整として当該支払者たる源泉徴収義務者の下で行われることとなっている。そうすると、投資・貯蓄型生保商品を生命保険料控除の対象として存続させていくかどうかはともかく、米国の適格生命保険要件と同様の制度の導入は、源泉徴収制度を複雑化させることとなり、

源泉徴収義務者の負担を増加させることとなりかねない⁽³⁵⁾。

また、源泉徴収制度によらない納税者の経理処理・申告処理に当たっても、テストの数式等が複雑化することが、生命保険数理を前提とすれば、避けて通れず、実務上の簡便性にも配慮したものとすることが求められよう。

したがって、米国の適格生命保険要件にならった制度の導入は、(本稿の検討対象とした)投資・貯蓄型生保商品に限った意味においては、導入に慎重にならざるを得ない。

他方で、これまで述べてきたように、投資・貯蓄型生保商品について、現行の生保商品に対する課税制度の中で他の定額型生保商品と同様の取扱いとしていくことには、問題があると考え。そこで、以下では、現行の制度を前提として、若干の見直しの提言を試みることにしたい。

八 まず、生命保険料控除については、変動型生保商品が投資信託に類する商品設計であることからすると、その保険料は元本の拠出にほかならない。したがって、生命保険料控除の対象から除外することが適当であろう。また、積立利率変動型生保商品にあっては、保険料中でアカウントにとどまる部分の金額については、生命保険料控除の対象から除外すべきであろう。アカウント部分の金額は、市中金利感应型の定期預金と同視できるからである。

なお、変動型生保商品の保険料には、生命保険会社の事務費に充てられる付加保険料と保険期間中のその年度の死亡保険金に充てられる危険保険料が含まれており、これらは投資に充てられる特別勘定で運用されるものではないから、理論上は、引き続き生命保険料控除の対象とすべきものと考え。しかしながら、現

在、我が国の生命保険会社は、これらの保険料の金額を明示しておらず⁽³⁶⁾、実務上は区分できないため、生保商品の性格が主として投資信託に類似するという変動型生保商品にあっては、全額を生命保険料控除の対象から除外することもやむを得ない。

二 満期保険金及び解約返戻金に対する課税(贈与税が課される場合を除く。)については、現在、年金払契約のものが雑所得とされているほかは一時所得とされている取扱い(所令 183、所基通 34-1)を改め、投資・貯蓄型生保商品にあっては、満期保険金及び解約返戻金を受領した場合の所得区分を雑所得とすべきであり、そのための税制上の措置を講ずべきである。

これは、繰り返し述べてきた変動型生保商品及び利率変動型生保商品の性格から、他の金融商品との課税上の公平の点から考えれば、税負担が軽減される一時所得とすることは適当ではないと考えるからである⁽³⁷⁾。

なお、その際、契約が長期にわたる生保商品について、その保険金の全額を受領時に累進税率の下で課税することの問題もあろうが⁽³⁸⁾、だからといって一時所得に分類することは他の金融商品との公平を害することとなる。この問題は、インサイド・ビルド・アップに対する課税の問題として別途検討したい。

ホ 死亡保険金については、現在、みなし相続財産とされ、かつ、非課税限度額が設けられているが、投資・貯蓄型生保商品にあっては、非課税限度額の対象から除外すべきと考える。保険金は保険事故が発生した後に保険金受取人が保険金請求権として受領するものであり、その性格はあくまでみなし相続財産としての性格は失うものではないが、変動型生保商

品及び積立利率変動型生保商品の性格から、他の金融商品との課税上の公平から考えれば、非課税限度額の対象から除外すべきである。

(2) 生保商品への課税問題の今後の課題と議論の方向性

イ 本稿では、変額保険、変額ユニバーサル保険及びアカウント保険といった近年登場した生保商品を前提に、まず、それらの商品概要を示した上で、課税問題を検討した。そして、これらの生保商品について米国における適格生命保険要件の我が国への導入可能性を検討したが、少なくともこれらの生保商品についてこれを導入することに消極的な結論に至った。しかしながら、生保商品全般の問題としては、なお、インサイド・ビルド・アップに対する課税方法の問題があると考えており、適格生命保険要件の我が国への導入可能性について、それを解くツールとして、あるいは、企業が保険契約者となって生命保険契約を締結する場合の保険料の損金性の問題を解くツールとして、引き続き検討していくべき問題であると考えている。

ロ また、本稿でも度々触れてきたが、従来の定額型生保商品においても、保険期間中の保険料を一定とする平準保険料の下、責任準備金（保険料積立金）が積み立てられることから、その性質は保障と貯蓄の二面性を有するものであり、その意味では本稿で取り上げた問題は投資・貯蓄型生保商品に限った論点ではない。

そして、本稿で検討した投資・貯蓄型生保商品といった投資性、貯蓄性を全面に商品設計されているものの存在や、最近では我が国でも生命保険買取事業が動き始めてきていることからすれば、なお別の機会に生保商品の有する投資性や貯蓄性の議論を生保商品一般に広げて議論

することとしたい。

-
- (1) 吉牟田勲「生命保険をめぐる課税上の諸問題」生命保険経営 54 巻 3 号 28 頁（昭 63）。
 - (2) 所得税法上の問題点について考察したものとして、辻美枝「変額保険をめぐる所得税法上の問題点 米・英・独の比較法分析を中心として」関西大学法学ジャーナル 74 号 337 頁（平 15）がある。辻准教授は、変額保険をめぐる問題点について、非常に詳細な検討を行っておられ、本稿の執筆に当たっても多くの示唆をいただいた。
 - (3) 松岡博司「金融危機を経た米国銀行の個人年金・個人生命保険販売の状況」ニッセイ基礎研究所レポート 2011 年 8 月号 3 頁。
 - (4) 生命保険文化センター『生命保険ファクトブック 2001』62 頁。
 - (5) アカウント型保険の販売シェアは、直近では 4.4% であって（平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月末日新契約種類別統計表（全 43 社合計））大きなものではなく、また、販売の状況も貯蓄性のみをセールスポイントにしたものでない上、実際の保険設計もアカウントに残置する保険料も多額でないから、現状直ちに現実的な課税上の問題が生じているものではないが、上述のとおり、投資や貯蓄の機能が明確にされた商品は、これまでの伝統的な定額型生保商品とは明らかに異なるものであることからすれば、将来的な課題への対応として、現時点で検討しておくべきことであろう。このことは、定期保険（死亡保険）はいわゆる掛け捨ての保険であり貯蓄性はないとされていたところ、その保険料が原則損金算入とされていた取扱いを奇貨として様々な節税商品が販売され、その対応・検討がタイムリーになし得なかったことから明らかであろう。
 - (6) 例えば、ソニー生命の変額保険では、日本の株式会社を中心に投資を行う株式型、日本の株式を投資対象とする投資信託に投資する日本成長株式型、世界各国の株式を投資対象とする投資信託に投資する世界コア株式型、世界各国の株式に投資する世界株式型、国内の公社債を中心に投資する債権型、世界各国の債券に投資する世界債券型、株式、公社債、短期金融商品を組み合わせる投資する総合型、短

期金利程度の運用利回り確保を目標に投資する短期金融市場型の八つのファンドを有している。

- (7) ただし、同社は、昨今の事業環境を理由に、平成24年7月より取扱いを一時中止している。
- (8) 江澤雅彦『『アカウント型保険』の導入と課題』早稲田商学 398号 317頁(平15)。
- (9) 例えば、明治安田生命、住友生命は3年、朝日生命は1年、マニユライフ生命、AIG スター生命は1ヶ月毎に予定利率が変動する。
- (10) 江澤雅彦「米国における商品革新と契約者利益 - ユニバーサル・ライフ保険をめぐる - 」文研論集 103号 143頁(平5)。
- (11) 松木淳一 = 荒木靖之「米国の変額ユニバーサル保険」生命保険経営 71巻2号 59頁(平15)を参考に、我が国における商品動向を加味して作成した。
- (12) 大森忠夫『保険法〔補訂版〕』255頁(有斐閣、昭60)。
- (13) 359 U.S. 65(1959)
- (14) 387 U.S. 202(1967)
- (15) これら一連の事件の概要、判示要旨については、神埼克郎「変額保険の証券的規制 生命保険の持分証券化と投資者保護」商事法務 610号 29頁(昭47)を参照。
- (16) 糸川厚生「変額保険と法律問題」生命保険経営 35巻6号 16頁(昭42)。
- (17) 江頭憲治郎「変額保険・ユニバーサル保険」ジュリスト 953号 66頁(平2)。
- (18) 糸川・前掲注(16)19頁。
- (19) 國崎裕『生命保険〔第三版〕』50頁(東京大学出版会、昭35)。
- (20) 吉川吉衛「保険事業とは何か」保険学雑誌 524号 8頁(平元)。
- (21) 拙稿「保険商品を巡る課税上の諸問題 - 支払保険料の損金性的問題を中心に - 」税大論叢 66号 133、157頁(平22)。
- (22) 吉牟田・前掲注(1) 32頁参照
- (23) 藤田直哉「最近の欧米保険商品税制の動向」生命保険経営 61巻1号 104頁(平5)。

なお、米国も含めた各国の税制及び OECD の議論について辻美枝「変額保険と課税」第26回日税研究賞論文集 7頁(平15)、米国の生保商品課税の詳細にわたるものとして米谷洋次

「米国の生保商品税制の概要」生命保険経営 53巻3号 115頁(昭60)を参照。

- (24) 生命保険協会調査部「欧米主要国の公的保障制度と私的保障制度の役割」54頁。
- (25) 藤田・前掲注(23)107頁。
- (26) 渋谷雅弘「生命保険に関する税制」日税研論集 41号『金融資産収益の課税』114頁(平11)。
- (27) もっとも、生命保険料控除は、創設時(大正13年)には社会政策的税制の一つとして遺族の生活安定のための側面的助成措置と考えられていたものであり、また、戦後の制度復活時(昭和26年)には長期貯蓄の奨励措置として提案されたものである(吉牟田・前掲注(1)13頁)。
- (28) 現行の生命保険に関する税制に対しては、従来から様々な議論があるが、最近においても、満期保険金を一時所得とすることについての所得区分の問題や受取保険金から控除される保険料が危険保険料、貯蓄保険料の区別なく全額が控除される点などが指摘されている。筆者も決して現行課税制度に問題なしとする立場ではないが、今後の問題提起の基点とするためにも、本稿においては変額型生保商品及び積立利率変動型生保商品に絞って、議論することとした。なお、現行制度の問題を指摘するものとしては、渋谷・前掲注(26)119頁、上田正勝「個人の生命保険契約に基づく一時金・年金に係る所得金額の計算について」税大論叢 69号 235、238頁(平23)を参照。
- (29) この保障と貯蓄の二面性は、保険期間の前半において収入した保険料の一部が保険期間の後半の保険金支出に充てられるために責任準備金に積み立てられ運用されるという生命保険数理の観点からのもののほか、当該責任準備金を原資として、保険期間の途中で解約した場合には解約返戻金が保険契約者に払い戻され(保険金受取人でないことに注意)、また、保険契約者が約款貸付を受けることも、さらには払済保険や延長保険(いずれも保険期間の途中で保険料の払込みを中止して保険契約の内容を変更する。)の一時払い保険料に充当することといった生命保険契約の内容の観点からも説明できる(矢田・前掲注(21)156頁)。
- (30) 武田久義「生命保険事業における質的变化」桃山学院大学総合研究所紀要 31巻2号 129頁(平

17)。

- (31) 生命保険協会編『エクィティ保険』4頁(生命保険協会、昭47)。
- (32) 日本公認会計士協会「金融商品に関する実務指針」13参照。
- (33) 塩崎ほか『DHC 源泉徴収所得税積義』2巻2497の5頁。
- (34) 税制調査会金融小委員会「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」4頁(平16)。
- (35) 米国では、適格生命保険要件の導入の契機となったユニバーサル保険は1980年代に他の金融商品との資金獲得競争の中で販売額を伸ばしてきたという背景がある(松岡博司「景気低迷下の米国生保業界」ニッセイ基礎研所報 Vol.55 33頁(平21))。我が国では、米国ほど他の金融商品との金利選好などの対象とされていないようであり、例えば、ユニバーサル保険は米国では新規契約に占める構成比は41%であるが、我が国で新規契約件数中の構成比で発売直後の平成13年でも10.7%にすぎず、源泉徴収制度全体に新たな負担をかけることには慎重にならざるを得ない。
- (36) 江頭教授は、保険料の用途の開示は、他の生命保険契約についても、しようと思えばやれる点であることと指摘する(江頭・前掲注(17)71頁)。
- (37) なお、いずれの所得区分が適切であるかは、一時所得の意義や雑所得該当性(利子所得ないし一時所得のいずれにも該当しない所得か否か)さらには、現行の所得税法の各種所得の意義を踏まえた議論も必要となるが、本稿においては、専ら他の金融商品との課税上の公平の観点から、本文のような提言をしておきたい。
- (38) 渋谷教授は、従来の定額型生保商品を前提として、「一般の金融商品と、生命保険のように極めて契約期間が長い金融商品とを、同様に考えることはできない。」としている(渋谷・前掲注(26)121頁)。